

# 危険社会における電子監視 —フランスにおける移動型電子監視を素材として—

代表研究者 井上 宜裕 九州大学大学院 法学研究院 准教授

## 1 研究調査の要旨

いわゆる危険社会において、移動型電子監視が果たしうる機能、役割について、既に同措置を導入し、多くの議論の蓄積があるフランスを素材に分析し、保安処分としての移動型電子監視がわが国に導入可能かどうかを明らかにする。

## 2 研究調査の目的・意義

近時、体感治安の悪化に伴って、世界各国で、いわゆる危険社会の到来が声高に叫ばれるようになった。これに対しては、各国で、さまざまな再犯防止措置が講じられている。再犯防止措置の中でも、とりわけ、移動型電子監視を導入する国が増えつつある。移動型電子監視の法的性質は保安処分であり、対象者の将来的な再犯の危険性に基づいてなされる措置である。例えば、移動型電子監視を導入したフランスでは、同措置をめぐる活発な議論が展開され、既にそこから多くの知見が得られている。移動型電子監視は、危険社会において既に一定の地位を獲得しつつあるように思われる。

これに対して、わが国では、かつての刑法改正論議の経験から、保安処分論を展開すること自体がタブー視されており、当然のことながら、移動型電子監視の導入可能性についてもほとんど論じられていない。

そこで、本研究では、近時の保安的措置に広く妥当する保安処分論を展開した上で、移動型電子監視の導入可能性について、理論面、実際面の双方から検討する。

## 3 テーマ発想の動機、これまでの経緯等

申請者は、これまで、わが国の近時の監視強化につながる立法動向（井上宜裕「刑の一部執行猶予—法制審議会議事録を中心に—」龍谷法学 43 巻 1 号（2010 年）79-103 頁）、及び、各国の保安的措置（井上宜裕「保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する 2008 年 2 月 25 日の法律(Loi n° 2008-174) について」法政研究 77 巻 4 号（2011 年）831-849 頁）について検討を加えた。そこで、申請者は、わが国の社会状況及び各国の保安的措置の導入状況に鑑みれば、わが国でも電子監視をはじめとする保安的措置の導入の是非が検討されてしかるべきとの考えに至ったが、その前提となる保安処分論が、わが国では触法精神障害者に対する保安処分の是非の問題に特化されており、他の保安的措置に応用可能な一般理論がきわめて脆弱で、この点の探求が急務であると感じ、本研究の着想をえた。

再犯防止措置の中でも、移動型電子監視は、わが国の技術をもってすれば十分に導入可能であるのみならず、対象者に及ぼす影響も保安監置といった予防拘禁措置に比べれば限定的である。これらの点に鑑み、今や、わが国でも、移動型電子監視の導入可能性について、理論面、実際面の双方から本格的に検討すべきであると考えられる。

## 4 研究調査の方法・概要

まず、わが国の保安処分をめぐる議論状況を整理する。その際、これまでわが国の保安処分論の中心を占めていた触法精神障害者に対する保安処分の是非をめぐる議論の検討が出发点となる。その上で、わが国に既に存在する保安処分的性格の有無が問題となりうる制度（心神喪失者医療観察法上の指定入院、精神保健福祉法上の措置入院、保護観察等）との比較検討を行い、比較法的分析の前提となる基礎を確立する。併せて、近時の監視強化につながる立法動向についても検討を加える。そのために、和書の購入及び文献複写の取り寄せによって資料を収集する。

次に、多様化する保安処分の実体を把握するため、フランス法との比較を行う。フランスでは、犯罪者情報データベースの確立、電子監視（固定型・移動型）の導入を経て2008年には、保安監置、保安監視、及び、刑事裁判所による触法精神障害者に対する強制入院命令の立法化がなされた。2008年の立法によって、移動型電子監視の更新が回数無制限で可能となった。これらの保安処分的色彩を持ちうる措置に関して、立法過程、学説、判例の動向について検討を加える。注目すべきは、フランスの上記立法において、立法理由として被害者への配慮が挙げられる点である。この点は、わが国への保安処分導入の是非を検討する際にもきわめて重要な視点であるため、その内容を精査し、詳細な分析を行う。

わが国におけるフランス刑事法研究は、研究者の絶対数が少ないこともあって、きわめて脆弱である。それ故、国内での資料収集は困難であることから、渡仏（ポワティエ、パリ）して現地で作業をする。ポワティエは、申請者の在外研修地であり、ここでは物的資料のみならず、人的交流からえられる効果も期待される。なお、ポワティエ大学法学部の M. Danti-Juan 教授（刑法学研究所（EPRED）所長）から、本研究に対する全面的協力の確約をえている。さらに、パリの国立図書館及びパリ大学図書館等でも資料を収集する。

また、渡仏の際には、移動型電子監視の運用実態に関する調査を行う。移動型電子監視において中心的役割を担っている刑罰適用判事に対する聞き取り調査も実施する。

これまでにえられた知見を踏まえて、わが国における保安処分（保安的措置）導入の是非について理論的検討を行う。その上で、移動型電子監視の導入可能性について検討を加える。移動型電子監視が有する機能、役割について、具体的には、この措置が再犯防止に資するものであるのか否か、他方で、この措置が対象者にもたらす影響はいかなるものかについて詳細に検討する。

なお、本研究をより効果的に進めていくために、研究会報告及び学会報告を最大限活用する。研究の進捗状況及び暫定的結論を各研究会で報告、質疑応答を通じて各会員から示唆をえる。具体的には、フランス法に関しては、フランス刑法研究会（青山学院大学）及びフランス刑法理論研究会（大阪市立大学）、刑法理論全般に関しては、刑法読書会（立命館大学）、わが国の判例理論については、刑事判例研究会（同志社大学）での報告を予定している。さらに、本研究に一応のめどがついた時点で、日本刑法学会、及び、九州法学会での個別報告を行う。

以上のように本研究は、これまでわが国で十分に論じられてこなかった、多様な保安的措置に敷衍しうる保安処分論を展開し、具体的措置として移動型電子監視の導入可能性を論じるものであり、きわめて独創性の高い研究といえる。

## 5 研究成果の公表計画

本研究でえられた成果は、随時、研究会及び学会で報告、それと並行して、九州大学法学部紀要「法政研究」に連載する。最終的には、刑事法のみならず周辺領域にも相当のインパクトを備えたもので、かつ、単著として公表しうるレベルの質と量を伴った論稿を仕上げる。

## 6 テーマに関する将来計画

本研究をさらに発展させ、これまで触法精神障害者に対する保安処分に議論が集中していたわが国の保安処分論の射程を拡大し、多様化する保安的措置のすべてを分析対象とする。

そのことによって、多様化する保安的措置のすべてについてその実効性のみならず、理論的正当性、妥当性の有無についても検討することが可能になり、わが国の保安処分論を飛躍的に発展させることができる。

その結果、電気通信を前提とした移動型電子監視がいかなる機能を果たしうるのか、即ち、それ自体対象者の人権侵害であり否定されるべきなのか、予防拘禁を回避しうる手段として評価する余地があるのかといった点が解明されることにより、危険社会における電気通信の果たすべき役割が判明することになる。

## 7 研究調査の目的・意義

このテーマに関する内外の研究の動向

近時、世界各国で、電子監視から保安監置まで、さまざまな保安処分ないし保安的措置が導入されつつあり、保安処分（保安的措置）の多様化は、今日、世界的潮流とすらいえる。これに対して、わが国では、近時、保護観察の強化をはじめとするさまざまな監視強化策は取られているが、保安処分（保安的措置）をめぐる議論が正面から展開されることはほとんどない。このことは、わが国でかつて、触法精神障害者に対する保安処分導入の是非をめぐる激しい対立が生じ、それが一因で刑法改正論議が頓挫したこととも無関係ではないであろう。このような状況から、従来わが国で保安処分論といえば触法精神障害者に対する保安処分の問題が念頭に置かれ、それ以外の保安処分（保安的措置）について、国外の動向として個別に紹介されることはあっても、それらを統合した理論的検討がなされることは皆無である。現在の諸外国の状況に鑑みれば、わが国でも導入の是非が検討されてしかるべき各保安処分（保安的措置）につき、その前提となる保安処分論の理論的枠組みが欠落しているのは危機的であり、この点の検討は喫緊の課題といえる。

移動型電子監視がわが国でいかなる機能を果たしうるのかという点についても、本格的検討はいまだなされていない。移動型電子監視が再犯防止機能を有しうるのか、この措置が対象者にもたらす影響、人権侵害的側面はいかに評価されるべきかといった問題は、ほとんど論じられることがなかった。

他方、既に、電子監視、保安監置等の多様な保安処分（保安的措置）を立法化したフランスでは、これらの保安処分（保安的措置）をめぐる多角的な考察がなされている。そこでは、単なる実効性のみならず理論的根拠についても検討対象とされており、その際、注目すべきは各保安処分（保安的措置）が被害者保護に資するか否かという視点が含まれている点である。

フランスでは、上記の通り、犯罪者情報データベース及び電子監視（固定型・移動型）の導入後、2008年には、保安監置、保安監視、及び、刑事裁判所による触法精神障害者に対する強制入院命令の立法化がなされ、同法により、移動型電子監視の更新が回数制限なく可能となった。フランスでは、移動型電子監視は保安処分として位置づけられ、この措置を実施する際には対象者の同意が要件とされる等、その法的性質を明示し、対象者に及ぶ影響についても一定の配慮がなされている。

以上の点から、本研究ではフランスの移動型電子監視を素材として取り上げることとした。

## 研究成果

### 8-1 わが国における議論状況

「危険社会における電子監視」について研究を進める上で、まず、わが国の議論状況を確認すべく着手したが、現段階では、各国の現状を紹介するにとどまるものが多く、わが国への導入可能性に関する議論はそれほど成熟していないことが分かった。この点については、今後も継続して調査する必要がある。

## 8-2 フランスにおける議論状況

他方、フランスにおける電子監視を中心とした問題状況については、以下の点が明らかになった。

フランスでは、周知の通り、近時、再犯防止策として、性犯罪者全国情報データベース、社会内司法監督、司法監視、移動型電子監視等、さまざまな保安処分ないしは保安的措置が講じられている。さらに、保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する2008年2月25日の法律(Loi n° 2008-174)によって、保安監置と保安監視が導入された。

### (1) 移動型電子監視

移動型電子監視は、2005年12月12日の法律(Loi n° 2005-1549)によって、社会内司法監督の一態様として導入された。これは、国内領土全域で常に遠隔で位置が特定できる送信機を対象者に装着させる方法で実施される。

社会内司法監督上の移動型電子監視は、保安処分として行われる。その期間は2年で、軽罪においては1回、重罪においては2回更新される。移動型電子監視は、対象者の同意がなければ課されえないが、この同意がない場合、有罪宣告時にあらかじめ定められた拘禁刑が執行されることになる。

なお、2008年2月25日の法律(Loi n° 2008-174)によって、保安監置と並んで、保安監視が導入された。保安監視は、一定の要件の下、司法監視下の者や社会内司法監督下の者にも命じられうる。保安監視の枠組による場合、移動型電子監視の更新回数が無制限になる点には注意を要する。

### (2) 保安監置

保安監置は、上記2008年2月25日の法律によって導入されたものであるが、これは、累犯の非常に高い蓋然性を根拠に、刑の終了後、例外的に取られる措置であって、対象者の社会的医療的司法的保安センターへの収容を内容とする。そこでは、対象者に、この措置の終了を可能にするための医療的、社会的、心理的ケアが常時提供される。

対象犯罪は、未成年者を被害者とする、謀殺、故殺、拷問、野蛮行為、強姦、略取、監禁の重罪、及び、成人を被害者とする、謀殺、加重的故殺、加重的拷問、加重的野蛮行為、加重的強姦、加重的略取、加重的監禁の重罪である。2010年の改正(Loi n° 2010-242)で、これに、累犯で、故殺、拷問、野蛮行為、強姦、略取または監禁の重罪が犯された場合が追加された。いずれの犯罪についても、15年以上の懲役で有罪判決を受けた場合に限り、保安監置の対象となりうる。

保安監置の前提として、重罪法院が有罪判決を下す際、有罪判決を受ける者が刑の終了時に保安監置のために行われる再調査の対象となりうる旨を明記する必要がある。その上で、釈放1年前までに、保安処分学際的委員会によって、対象者の危険性の調査が行われ、対象者に特別な危険が存在し、かつ、保安監置によることにつき補充性が認められる場合、同委員会から保安監置地方裁判所に対して、対象者を保安監置に付す旨の提案がなされる。保安監置決定は保安監置地方裁判所によって行われ、この決定は、保安監置中央裁判所への上訴の対象となりうる。保安監置の期間は1年であるが、回数無制限で同一の期間更新される。

### (3) 2008年法の評価

このように、2008年法はきわめて保安的色彩の強い、人権侵害の内容を多く含んでおり、それ故、以下に見られるように、多岐にわたって本法の問題点が指摘されている。

また、同法に対して、憲法院が保安監置について、遡及適用を否定した判決を下した点は注目に値する。従来、憲法院は、刑罰及び刑罰的性質を有する制裁については、遡及適用を否定してきた。ところが、本判決では、保安監置は刑罰でも刑罰的性質を有する制裁でもないとしながら、個人の自由に対する重大な侵害を構成するので遡及適用しえないとされ、保安監置の即時適用に関する規定の憲法適合性が否定されている。これに対して、保安監視は遡及適用可能とされている点も看過されてはならない。

これらの点は、わが国で、保安処分の導入の是非、刑罰と保安処分の関係、及び、刑罰法規不遡及の原則

をはじめとする罪刑法定主義の内実を検討する際に大いなる示唆をもたらす。

ちなみに、憲法院が保安監置の遡及適用を否定したにもかかわらず、本法には保安監置の即時適用が可能となる場合が含まれている点には注意を要する。以前から指摘されていたように、保安監視は、司法監視または社会内司法監督に付されている者も対象となり、保安監視には遡及適用の禁止がかからないため、保安監視に付された者が保安監視上の義務に違反した場合、保安監置が可能となる。既に、最初の保安監置対象者は、保安監視上の義務違反を理由に、2011年12月末頃から2012年2月にかけて、Fresnesの保安監置センターに収容されていたようである。

この点は、今後、本法の憲法適合性及び条約適合性を検討する際に非常に重要な位置を占めると思われるが、わが国で刑事立法のあり方を考える場合にも参考になるように思われる。

#### (4) 電子監視及び保安監置をめぐる議論状況

これらの措置が、再犯防止機能を果たしうるのか、また、その手段として妥当性を有しているかが問われなければならない。

まず、移動型電子監視の場合、常時監視から生じる人権侵害は看過されえない。刑訴法763-12条3項は、「その実施は、人の尊厳、無傷性及び私生活の尊重を保障し、彼の社会復帰を促進しなければならない」と規定するが、24時間常時監視が、人の尊厳やプライバシーを害することなく実施されうるのかそもそも疑問である。さらに、同措置が、社会復帰を促進するとも考えがたい。

電子監視に際しては「同意」が要求されている。不同意の場合、有罪宣告時にあらかじめ定められた拘禁刑が執行される。拘禁刑による威嚇が背後に存在する以上、この場合の対象者の「同意」は真意に基づくものとはいえず、「同意」でもって、電子監視のもつ人権侵害的側面を払拭することはできないといわざるをえない。

次に、保安監置について、同制度を要件が厳格に法定された例外的最終手段として許容しうるかが問題となる。この点、「例外性」は、地裁による保安監置決定の段階でのみ効果をもたらすもので、再調査の決定については、頻発される恐れがあるとの指摘や、「我々の実定法は、原則になった例外、例外になった原則に満ちあふれている」として、「例外性」がそもそも限定的機能を果たしえない概念であるという主張も存在する。

やはり、更新回数無制限の自由剥奪をもたらす権利侵害は著しい。さらには、その根拠が、現時点では確実な判定が不可能な再犯の（蓋然的）危険性に見いだされている点も同制度の致命的欠陥である。

### 8-3 まとめ

再犯防止は、各国共通の課題ともいえる。再犯防止のためにさまざまな保安処分が導入されつつあるが、その有効性は必ずしも明らかではない。仮に、再犯防止に効果を有しうる手段であっても、不確実な判定によって、重大な権利侵害・制約が行われてはならないことはいままでもない。

以上、フランスにおける電子監視を中心とした問題状況について検討したが、「危険社会における電子監視」の問題を検討する際には、電子監視と他の保安処分、とりわけ、保安監置及び保安監視との関係が重要であり、電子監視が保安監置及び保安監視とどのような関係に立つかを吟味する必要があることが判明した。

平成24年度は、継続課題として、上記の問題点を踏まえつつ、フランスの運用状況をより詳細に検討した上で、技術革新と人権擁護の問題について改めて検討することにした。

## 【参考文献】

- BOULOC, Bernard, Droit pénal général, 21<sup>e</sup> éd., 2009, pp.489-490.
- BOULOC, Bernard, MATSOPOULOU, Haritini, Droit pénal général et procédure pénale, 17<sup>e</sup> éd., 2009, pp.521-522, 578.
- DANET, Jean, La rétention de sûreté au prisme de la politique criminelle: une première approche, Gaz. Pal., 2-4 mars 2008, p.12.
- DEBOUE, Frédéric, FALLETTI, François, JANVILLE, Thomas, Précis de droit pénal et de procédure pénale, 3<sup>e</sup> éd., 2010, pp.311-312.
- DESPORTES, Frédéric, LE GUNEHÉC, Francis, Droit pénal général, 16<sup>e</sup> éd., 2009, pp.814-818.
- GAUTRON, Virginie, De la société de surveillance à la rétention de sûreté, Étapes, faux-semblants, impasses et fuites en avant, AJ Pénal, 2009, p.55.
- HERZOG-EVANS, Martine, La loi n° 2008-174 du 25 février 2008 ou la mise à mort des <<principes cardinaux>> de notre droit, AJ Pénal, 2008, n° 4, pp.162-164.
- LACROIX, C., Rétention de sûreté: le consensus des deux assemblées, D, 2008, pp.404-405.
- LAVIELLE, Bruno, Une peine infinie, libres propos sur la rétention de sûreté, Gaz. Pal., 2-4 mars 2008, pp.3-4.
- MBANZOULOU, Paul, La dangerosité des détenus. Un concept flou aux conséquences bien visibles: le PSEM et la rétention de sûreté, AJ Pénal, 2008, p.175.
- PRADEL, Jean, Manuel de droit pénal général, 17<sup>e</sup> éd., 2008, pp.682-684.
- PRADEL, Jean, Une double révolution en droit pénal français avec la loi du 25 février 2008 sur les criminels dangereux, D, 2008, pp.1006-1012.

井上宜裕「刑の一部執行猶予—法制審議会議事録を中心に—」龍谷法学 43 卷 1 号(2010 年)79-103 頁  
井上宜裕「保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する 2008 年 2 月 25 日の法律(Loi n° 2008-174)について」法政研究 77 卷 4 号(2011 年)831-849 頁  
井上宜裕「フランスにおける社会内処遇」(刑事立法研究会編)『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』(2012 年 3 月・現代人文社)350-364 頁

## 〈発 表 資 料〉

題 名	掲載誌・学会名等	発表年月
フランスにおける保安処分論の展開	九州法学会	2011 年 6 月
フランスにおける保安処分論の展開	九州法学会会報 2011	2011 年 12 月